

CFP® 認定者の行動規範

この「CFP® 認定者の行動規範」は、CFP® 認定者に求める行動及びその基準を示し、「CFP® 認定者の倫理原則」や「CFP® 認定者の実務プロセス」を施行するための機能をもつ。CFP® 認定者は、日々の実務を行うにあたり、以下の行動規範を理解し、ファイナンシャル・プランニング専門家として適切に行動することが求められる。

CFP® 認定者の倫理原則に基づく行動規範

(顧客第一)

1. CFP® 認定者は、いかなる場合も顧客の利益を最優先させなければならない。

(誠実性)

2. CFP® 認定者は、CFP® 認定者の資格及びサービスに関連して、虚偽又は誤解を招くようないかなる情報も、顧客又はいかなる者に対しても直接的にも間接的にも伝達してはならない。
3. CFP® 認定者は、必要な関連情報をすべて開示し、CFP® 認定者のサービスがもたらす潜在的な利益について、顧客又はいかなる者にも誤解を与えてはならない。
4. CFP® 認定者は、虚偽、不正又は詐欺行為を行ってはならない。顧客又はいかなる者に対しても意図的に誤った若しくは誤解を招く陳述を行ってはならない。
5. CFP® 認定者は、顧客へ提供する専門的サービスに適用される、すべての法令及び規制を順守しなければならない。また CFP® 商標を使用するファイナンシャル・プランニングに携わる専門家として、自らの誠実性又は適格性に悪影響を及ぼすいかなる行為にも携わってはならない。

(客観性)

6. CFP® 認定者は、専門的サービスの提供にあたり、合理的かつ賢明な判断をしなければならない。

(公平性)

7. CFP® 認定者は、いかなる場合も顧客を公平に扱い、誠実性及び客観性をもって専門的サービスを提供しなければならない。自身の先入観や利害関係が、顧客に対するサービスに悪影響を与えることがあってはならない。
8. CFP® 認定者と顧客は、CFP® 認定者が提供するサービスについて、相互に合意しなければならない。

(専門家意識)

9. CFP® 認定者は、「CFP® 認定者の実務プロセス」を理解し、顧客との業務契約の範囲に従って、それを合理的に適用しなければならない。
10. CFP® 認定者は、「CFP® 認定者の倫理原則」を理解し、専門家としての活動において、それを適用しなければならない。

(専門的力量)

11. CFP® 認定者は、自らが専門性を持つ分野においてのみ顧客に助言を提供することができる。自らが専門性を持たない分野においては、資格を有する他の専門家の意見を求め、又は顧客にこれらの専門家に照会するよう助言しなければならない。
12. CFP® 認定者は、ファイナンシャル・プランニングの発展及び進歩について継続的な能力開発に従事し、自身が行うすべての実務分野における専門性を維持しなければならない。

(秘密保持)

13. CFP® 認定者は、顧客情報を守秘しなければならない。ただし、正当な法的手続き又は規制当局の要求によって必要な場合、CFP® 認定者の雇用主又は共同経営者への義務として必要な場合、自らを犯罪に対する告発から守ることが目的の場合、民事訴訟に関連する場合、又は顧客に代わって専門的サービスを実行するために必要な場合はこの限りではない。
14. CFP® 認定者は、顧客の情報及び財産の安全を守るために、慎重に手続きを進めなければならない。これには、物理的又は電子的方法によって CFP® 認定者の管理下にある情報の保護が含まれる。

(勤勉性)

15. CFP® 認定者は、顧客に適合する提案のみを作成し、それらを実行しなければならない。
16. CFP® 認定者は、専門的サービスを適時、完全な方法で提供しなければならない。
17. 顧客との業務契約の範囲に従い、CFP® 認定者は、顧客に提案する金融商品及びサービスについて適切な調査を行わなければならない。ただし、調査の品質が信頼できると合理的に考えられる場合においては、第三者による調査を利用することもできる。
18. CFP® 認定者は、顧客サービスを自らの部下又は第三者に委ねる場合、専門家として合理的かつ賢明な監督又は指示を行わなければならない。
19. CFP® 認定者は、顧客が情報に基づく意思決定を行うことができるよう、顧客がファイナンシャル・プランニングの提案を理解するために必要となる、すべての合理的な手順を採用しなければならない。

CFP® 認定者の業務に関する行動規範

(顧客財産の管理)

20. CFP® 認定者は、顧客の財産を、CFP® 認定者自身、雇用主又は他の顧客の財産と混合してはならない。
21. CFP® 認定者は、資産の受託、投資の一任管理又は監督を行う場合、CFP® 認定者自身の資金及び財産と区別し、記録を更新して管理し、また資産の状況について顧客に明確に示さなければならない。

(金銭貸借の禁止)

22. CFP® 認定者は、以下の場合を除き、顧客から金銭を借入れてはならない。
- a. 顧客が CFP® 認定者の近親者である場合。
 - b. 顧客が融資を事業とする金融機関であり、借入が CFP® 認定者の実行する専門的サービスとの関係がない場合。
23. CFP® 認定者は、以下の場合を除き、顧客に金銭を貸付けてはならない。
- a. 顧客が CFP® 認定者の近親者である場合。
 - b. CFP® 認定者が融資を事業とする金融機関の従業員であり、CFP® 認定者自身ではなく、金融機関から貸付が行われる場合。

(情報開示・合意等)

24. 提供するサービスにファイナンシャル・プランニング又はファイナンシャル・プランニングの主要なプロセスが含まれる場合、
- (1) CFP® 認定者は、顧客に対して以下の情報を文書で開示しなければならない。また以下の情報に重要な変更があった場合には、適時顧客に開示しなければならない。
- a. 顧客が支払う報酬の体系に関する正確かつ分かりやすい説明。この説明には、顧客が負担する費用、CFP® 認定者又はその雇用主が受取る報酬源及び一般的な報酬形式に関する情報、更に CFP® 認定者又はその雇用主がこれ以外の報酬を受取る場合には、報酬源とその支払の根拠が含まれなければならない。
 - b. 顧客と CFP® 認定者、その雇用主、関係者又は第三者との間に起こりうる利益相反の概要。これには、顧客との関係に重要な影響を及ぼす可能性のある、CFP® 認定者又はその雇用主の家族関係、契約関係又は代理店としての関係に関する情報が含まれるが、これらに限定されるものではない。
 - c. 顧客が CFP® 認定者との契約について判断する上で重要な影響を及ぼす可能性がある、CFP® 認定者又はその雇用主に関する情報。
 - d. CFP® 認定者の業務範囲及びその特徴を明確にするために顧客が当然知りたいと考える情報。これには CFP® 認定者の専門分野に関する情報が含まれるが、これに限定されるものではない。
 - e. CFP® 認定者の連絡先、該当する場合はその雇用主の連絡先。
- (2) CFP® 認定者は、顧客と業務契約を締結する前に、以下の情報を文書で提供し、又は顧客と話し合いを行わなければならない。
- a. 顧客の目的・ニーズ及び優先事項の明確化、適切なデータの収集及び提供、顧客の現状の行動の評価、提案する行動の組立て、ファイナンシャル・プランの提案に対する実行責任、ファイナンシャル・プランの提案の見直しの責任に関連する双方の義務及び責任についての合意。
 - b. 業務契約の下で当事者又は関係者が受取り得る報酬、顧客の費用負担を決定する要因及び条件、CFP® 認定者の利益につながる意思決定及び CFP® 認定者に関連する利益。

- c. CFP® 認定者が独占的に取り扱う商品を活用する条件。
 - d. CFP® 認定者が業務契約で定める義務を果たすために、他の団体又は専門家を活用する条件。
 - e. 契約関係を終了するために必要な手順。
 - f. CFP® 認定者に対する顧客の苦情を解決するための手順。
- (3) CFP® 認定者又は CFP® 認定者の雇用主は、ファイナンシャル・プランニング・サービスに関して文書で合意しなければならない（「業務契約書」）。業務契約書では、以下の事項を明記しなければならない。
- a. 業務契約の当事者名。
 - b. 契約の日付及び契約期間。
 - c. それぞれの当事者によって契約を終了する方法及び契約終了の条件。
 - d. 業務契約の範囲内で提供されるサービスの内容。

認定組織への順守事項等

- 25. 企業の従業員又は代理店の立場である CFP® 認定者は、雇用主又は代表者の適法な業務方針に貢献すると共に、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（以下“協会”という）の倫理規程に従って、専門的サービスを実行しなければならない。
- 26. CFP® 認定者は、「CERTIFIED FINANCIAL PLANNER® 約定書」で誓約したすべての事項を順守しなければならない。これには、CFP® 商標を適切に使用することが含まれ、また、協会の商標や専門業務に関連する調査等を行う場合には、CFP® 認定者は十分に協力しなければならない。
- 27. CFP® 認定者は、CFP® 資格を維持するために必要となる継続的な能力開発を含めて、協会が定めるすべての要件を充たさなければならない。
- 28. CFP® 認定者は、刑事事件における有罪判決、専門資格の停止又は取消処分を受けた場合には、協会が定める期間内に文書にて協会に通知しなければならない。
- 29. CFP® 認定者は、E メールアドレス・電話番号・住所を含めて連絡先の変更があった場合には、速やかに協会に通知しなければならない。